

議選監査委員のあり方について

平成 31 年 4 月 18 日
会派みらい

1. 議員から監査委員を選任する制度

議員から監査委員を選任する制度となっていることについては、地方公共団体の監査制度の歴史的経緯がある。また、監査結果を指摘する場合に執行機関側に緊張感が生まれる効果があるとの意見もある。

(制度の概要)

- ・長は議会の同意を得て、識見を有する者、及び議会の議員から監査委員を選任

2. 問題提起の背景

地方分権が進展するなかで、住民の信頼を得て行政運営を行っていくには、予算執行の適正を確保することがその大前提である。そのためには、議会はもちろん、監査機能を充実強化することが長年にわたって課題とされてきた。

こうしたことを受けた総務省では、平成 25 年 3 月 7 日に「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」をとりまとめた。

この報告書の「監査委員の専門性及び独立性」の項で以下のような指摘がある。

- 議員から選出される監査委員は地方公共団体の内部の者であり、短期交代の例も多く専門性及び独立性が不十分との意見がある。
- ➡○監査委員に必要な専門性が確保されていることを選任用件とする。
- 監査委員を議員から選任することを必須とせず、定数の上限を設けたうえで地方公共団体が判断。
- 議会で選挙することも含め監査委員の選任方法の議論が必要。

3. 地方自治法の一部改正（平成 29 年 6 月 9 日）

二 監査制度の充実強化

3 監査体制の見直し

- ア 条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされたこと。当該条例の提出権は、長並びに議員及び委員会の双方に存するものであるが、当該条例を提出するかどうかは、監査委員と議会の監視機能における役割分担の観点等を踏まえ検討されたいこと。

4. 上記に鑑みて飯田市議会として

監査機能の充実強化を求められる流れにあっては、議選の監査委員の場合、選任される議員に対してどこまでの専門性を求めることができるか、求められるか、という課題も併せ持つ。

飯田市議会においては、予算決算特別委員会（仮称）の設置に向けた研究・検討がされていることは、ことさら予算決算からみた行政運営の監視に、議会としてその権能を十分に発揮すべく、議会としての方向性をにらんだものと考える。

このことから、議会と並する監視機能としての一方の監査制度について強化充実を議会が研究することは、議会の権能強化を目指す一連の作業として重要である。

議選の可否の結論を急ぐのではなく、現在取り組んでいる議会の権能を活かすための研究と並行して、飯田市議会が目指している議会のあり方を描きながら監査制度の検討を継続することを期待する。